

身体障害者手帳の交付 (🐰 1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体障害者手帳は、身体に障害があり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◇対象となる障害

手帳	障害区分	障害等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	聴覚障害	2～4・6級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級
	肢体不自由	1～6級
	内部障害	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫

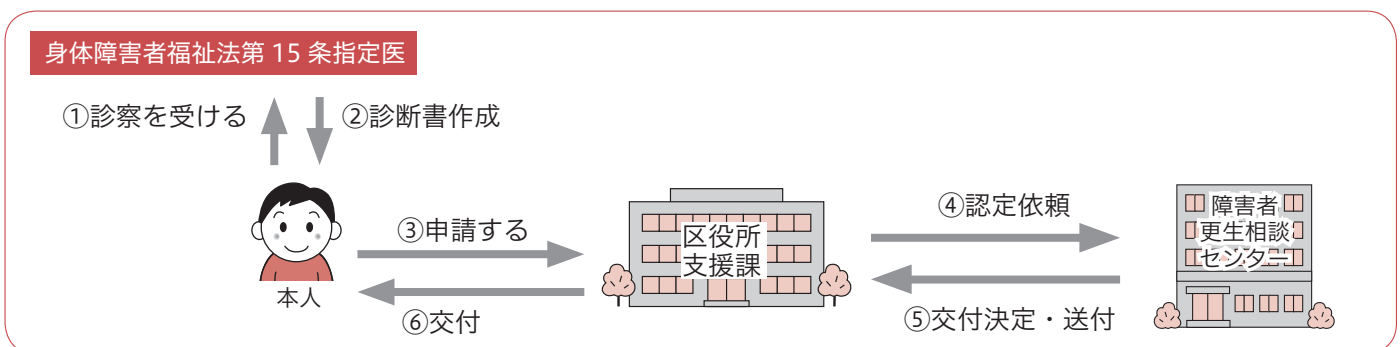
身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。(69 ページ：「第12章 公共料金の割引」・89 ページ：「身体障害者障害程度等級表」参照)

◇手帳の交付を受けるには

申請には次のものがが必要です。(本人が15歳に満たない時は、その保護者が申請します)。

- (1) 診断書 (各区役所支援課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。様式はホームページからダウンロードできます。)
- (2) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm)

◇身体障害者手帳が交付されるまで



◇手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ①住所が変わった時 | 手帳 |
| ②氏名が変わった時 | 手帳と写真 |
| ③手帳をなくしたり、破損してしまった時 | 写真 |
| ④障害の程度が変わったり、新たに障害が生じた時 | 手帳、診断書、写真 |
| ⑤再認定を受ける時 | 手帳、診断書、写真 |
| ⑥障害の程度が該当しなくなった時 | 手帳 |
| ⑦本人が死亡した時 | 手帳 |

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

療育手帳は、知的障害があり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◇対象となる障害

北部及び南部児童相談所(18歳未満の方)、または障害者更生相談センター(18歳以上の方)において、心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを心理、社会、医学的に診断し、知的障害と判定されるもの

手帳の区分	①	A	B	C
障害の程度	最重度	重度	中度	軽度

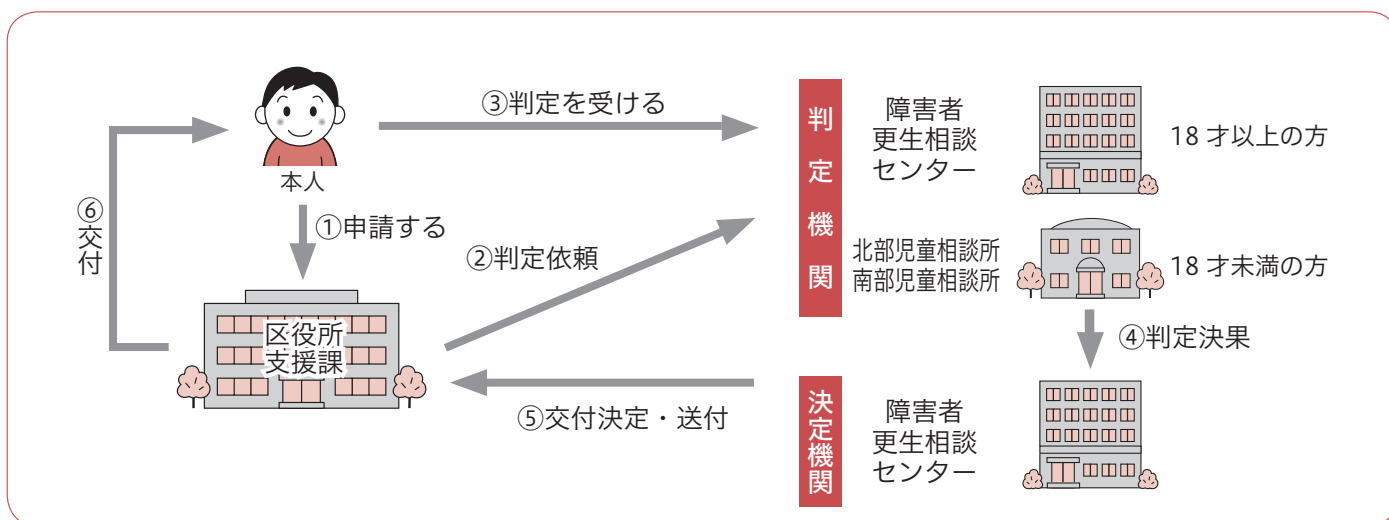
療育手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。(69 ページ:「第12章 公共料金の割引」参照)

◇手帳の交付を受けるには

申請には次のものが必要です。

- (1) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm)
- (2) 母子手帳等、本人の生育歴に関するもの

◇療育手帳が交付されるまで



◇手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | | |
|---------------------|-------|-------|
| ①住所が変わった時 | | 手帳 |
| ②氏名が変わった時 | | 手帳と写真 |
| ③手帳をなくしたり、破損してしまった時 | | 写真 |
| ④再判定を受ける時 | | 手帳と写真 |
| ⑤障害の程度が該当しなくなった時 | | 手帳 |
| ⑥本人が死亡した時 | | 手帳 |

精神障害者保健福祉手帳の交付 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方の中で、精神障害のために、長期にわたって、日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◇対象となる障害

手帳	疾患名	障害等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害、その他の精神病	1～3級

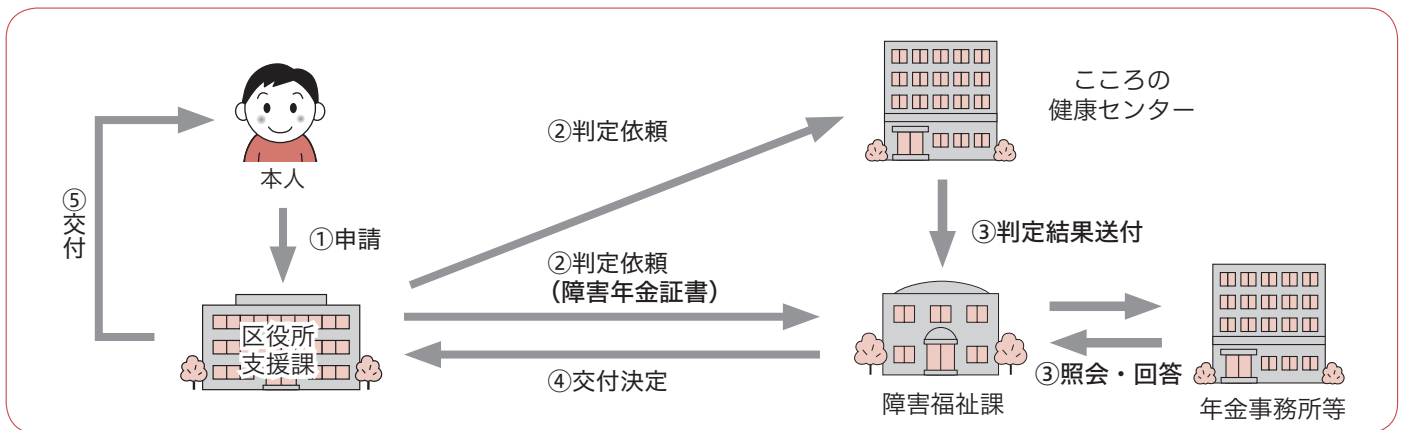
申請には次のものがが必要です。

(1) 次のア～ウのいずれか

- ア. 診断書(所定の様式:精神疾患について初めて診断を受けた日から6ヶ月以上経過していること)
- イ. 年金証書(精神障害を支給事由とする年金)の写し及び直近の年金振込(支払)通知書の写し
- ウ. 特別障害給付金受給資格者証(精神障害を支給事由とする給付金)の写し及び直近の国庫金振込(送金)通知書の写し ※イまたはウは、マイナンバーを活用した情報連携により年金情報を把握する場合には添付不要

(2) 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

◇精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで



◇手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

①住所が変わった時	手帳
②氏名が変わった時	手帳
③手帳をなくしたり、破損してしまった時	写真
④等級変更を受ける時	手帳、診断書または年金証書の写し、写真
⑤本人が死亡した時	手帳

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新の手続きが必要です。更新の手続きは、手帳の有効期限の3カ月前から申請を行うことができます。

精神障害者保健福祉手帳診断書料の助成

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

精神障害者保健福祉手帳の新規申請、更新申請または再申請の時に必要となる診断書料を助成しています(生活保護制度利用者は除く)。ただし、等級変更申請時には所得制限があります。

◇申請に必要なもの

領収書、印鑑

◇助成額

実費(限度額4,000円)